

前回指摘事項に対する考え方について

1 計画段階配慮書手続について

項 目	前回部会における指摘事項	事務局の考え方
(1)ゼロ・オプションについて 【複数案の設定】	配慮書手続における複数案の設定において、「事業を実施しない案（ゼロ・オプション）を含めるよう努める」旨の規定を環境影響評価指針に盛り込むのか。	事業者が個別事業の立案段階で実施する配慮書手続において、複数案に「事業を実施しない案」を含めることがどのような場合に現実的であるのか十分にご検討いただいた上で、国の基本的事項や改正主務省令を勘案しつつ、複数案の考え方について整理いただきたい。
(2)「重大な影響」の考え方について 【計画段階配慮事項の選定】	計画段階配慮書では、重大な影響を受けるおそれのある環境要素について環境影響評価が行われるが、「重大な影響」の具体的な範囲はどのようになるのか。	「重大な影響」の具体的な考え方については、現在、国の「計画段階配慮技術手法に関する検討会」で検討されているところであり、この検討の動向を勘案しつつ、その考え方を「環境影響評価指針の解説」において示していきたいと考えているが、「重大な影響」を受けるおそれがある場合とは、具体的にどのような場合が想定されるのか、ご検討いただきたい。

項 目	前回部会における指摘事項	事務局の考え方
<p>(3) 生態系における調査、予測及び評価の手法の簡略化について</p> <p>【調査、予測及び評価の手法】</p>	<p>国の基本的事項では、配慮書手続における生態系の調査、予測及び評価の手法が、方法書以降の手続におけるものよりも簡略化されているが具体的にどのように行うのか。</p>	<p>生態系の調査、予測及び評価の手法については、配慮書手続は、重大な環境影響の回避・低減を図るために行うものであり、影響のおそれを網羅的に把握する必要はなく、原則として既存資料により重大な環境影響のおそれを予測・評価できる簡便な手法を検討したものであり、その具体的な方法については、改正主務省令や国の「計画段階配慮技術手法に関する検討会」における検討の動向を勘案しつつ、ご検討いただきたい。</p>
<p>(4) 既存資料による調査について</p> <p>【調査の手法】</p>	<p>国の基本的事項では、原則、調査は既存資料により行うとされているが、自然環境については、専門家等からの聴き取り調査が必要である。</p>	<p>国の基本的事項では、「重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの知見を収集するものとし、なお必要な情報が得られないときは、現地調査・踏査その他の方法により情報を収集するものとする。」とされており、本県の環境影響評価指針においても、配慮書手続の段階では、同様の考え方で設定していくことが妥当と考えられるが、こうしたことを踏まえ、ご検討いただきたい。</p>

項 目	前回部会における指摘事項	事務局の考え方
<p>(5) 既存資料の有効な期限について</p> <p>【調査の手法】</p>	<p>調査で利用する既存資料について、有効期限は設定されているか。既存資料を利用する場合は、できる限り新しい資料とするべきである。</p>	<p>既存資料の具体的な有効期限については、調査対象の環境要素の種類や対象物、さらには周辺の環境の状況によってとらえ方が異なり、一律に設定することは困難である。</p> <p>既存資料については、基本的に最新の文献等を用いることとなるが、具体的には、事案ごとに環境影響評価審査会において当該資料の妥当性について審査することが適切と考えられるが、ご検討いただきたい。</p>

2 環境アセスメント全般について

項 目	前回部会における指摘事項	事務局の考え方
<p>(6) 生物多様性オフセットについて</p> <p>【個別の環境要素・環境影響評価技術要素に関する課題】</p>	<p>事業実施区域外における代償ミティゲーション（生物多様性オフセット）の適切な手法について環境影響評価指針に規定すべき。</p>	<p>生物多様性に係る環境要素の調査、予測及び評価の手法については、国の「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会 報告書」において、生物多様性オフセットが今後の課題として整理されていることも踏まえ、ご検討いただきたい。</p>

項 目	前回部会における指摘事項	事務局の考え方
<p>(7) 地域の生物多様性の保全について</p> <p>【－】 (環境の保全のための措置に関する指針)</p>	<p>地域の生物多様性の確保というより、管理のし易さから緑地が整備されているように見受けられる。地域の生物多様性に配慮するよう環境影響評価指針に規定すべき。</p>	<p>現行の環境影響評価指針では、生物多様性に係る環境要素に関して、事業の実施による影響について調査、予測及び評価するとともに、実行可能な範囲内で環境保全措置を検討することとされている。</p> <p>地域の生物多様性への配慮については、これらの規定に基づき、事案ごとに環境影響評価審査会において審査することが妥当と考えられるが、ご検討いただきたい。</p>
<p>(8) 大規模災害による影響について</p> <p>【－】</p>	<p>地震や津波のような大規模な災害に伴う影響についても審査していくべきではないか。</p>	<p>大規模災害時における建造物の耐震性等の安全性については、事業の詳細設計がなされた後に、建築基準法等の個別法で対応されている。</p> <p>なお、環境基本条例の「環境の保全」対象とならない「災害」は、直接的には環境影響評価の対象とならないが、災害等による貴重な植生の消失等環境と一体として扱う必要がある場合には、間接的に対象ともなり得る。</p>